

防災教育について

- 1 防災教育の位置付け
- 2 地域の実情に応じた防災教育の促進

1 防災教育の位置付け

①「学校保健安全法」と「学校安全の推進に関する計画」

具体的記述例

学校保健安全法(学校安全計画の策定等)

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、**児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導**、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

学校安全の推進に関する計画(平成24年4月閣議決定)

Ⅱ 学校安全を推進するための方策 1. 安全に関する教育の充実方策

(1)安全教育における主体的に行動する態度や共助・公助の視点

○ **事件・事故災害に対し、自ら危険を予測し、回避するためにには、知識とともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動をとることができる力を身に付けることが必要である。そのためには、日常生活においても状況を判断し、最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を育成する教育が必要である。**このため、安全教育を各教科等における学習活動としてのみならず、学校の教育活動全体の中で捉え、総合的に実施していくことが重要である。

1 防災教育の位置付け

②学習指導要領等

中学校学習指導要領(総則)より(小高もほぼ同様)

【新】

3学校における体育・健康に関する指導は、**生徒の発達の段階を考慮して**、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、**学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導**、**安全に関する指導**及び**心身の健康の保持増進に関する指導**については、**保健体育科の時間はもとより、技術・家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること**とする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

【旧】

3学校における体育・健康に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、体力の向上及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科の時間はもとより、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

関連する具体的記述のある領域・教科等

小学校 → 社会科、理科、生活科、体育科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動 等

中学校 → 理科、保健体育科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動 等

高 校 → 地理歴史科、保健体育科、総合的な学習の時間、特別活動 等



1 防災教育の位置付け

③学習指導要領上の具体的記述例(詳細は別紙1)

小学校学習指導要領 社会

地域社会における災害及び事故の防止について、次のことを見学、調査したり資料を活用したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。

ア 関係機関は地域の人々と協力して、災害や事故の防止に努めていること。

中学校学習指導要領 保健体育

自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること。また、自然災害による傷害の多くは災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できること。

高等学校学習指導要領 理科

日本の自然環境を理解し、その恩恵や災害など自然環境と人間生活とのかかわりについて考察すること。

「恩恵や災害」については、日本に見られる季節の気象現象、地震や火山活動など特徴的な現象を扱うこと。また、自然災害の予測や防災に触れること(地学基礎)



1 防災教育の位置付け

④学習指導要領上の火山(防災)に関する具体的記述例

小学校学習指導要領 理科

B 生命・地球(4) 土地のつくりと変化

土地やその中に含まれる物を観察し、土地のつくりや土地のでき方を調べ、土地のつくりと変化についての考えをもつことができるようとする。

ウ 土地は、**火山の噴火**や地震によって変化すること。

中学校学習指導要領 理科

第2分野(2) 大地の成り立ちと変化

大地の活動の様子や身近な岩石、地層、地形などの観察を通して、地表に見られる様々な事物・現象を大地の変化と関連付けて理解させ、大地の変化についての認識を深める。

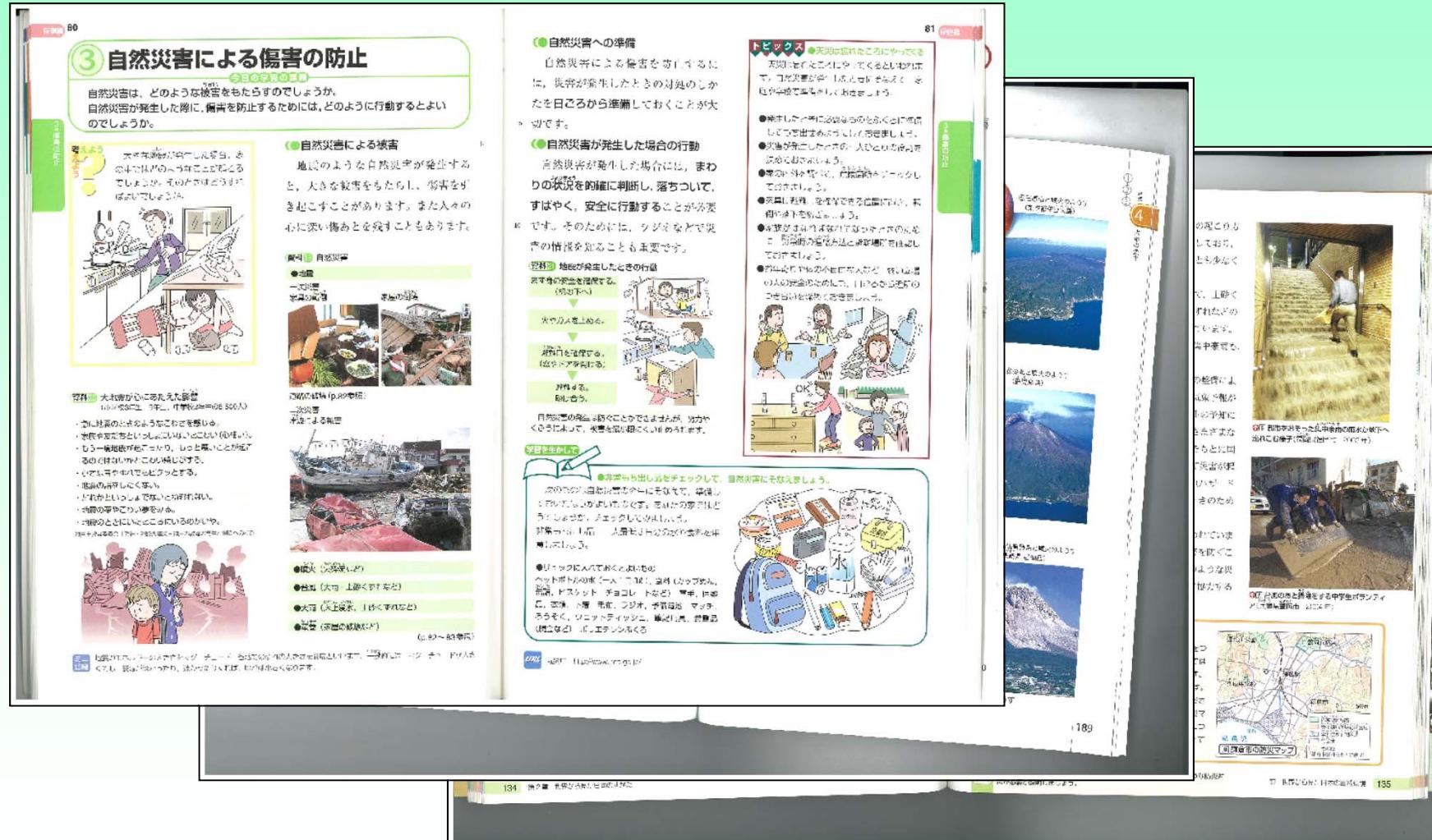
ア 火山と地震 (ア) 火山活動と火成岩

火山の形、活動の様子及びその噴出物を調べ、それらを地下のマグマの性質と関連付けてとらえるとともに、火山岩と深成岩の観察を行い、それらの組織の違いを成因と関連付けてとらえること。(→噴火の仕方の違い等)



1 防災教育の位置付け

⑤教科書等における扱い(詳細は別紙2)



【大日本図書】新版中学校保健体育，【東京書籍】新しい科学1年，【東京書籍】新しい社会: 地理

1 防災教育の位置付け

⑤教科等における防災教育の促進(詳細は別紙3)



『生きる力』を育む防災教育の展開

小学校展開例8

わたくしたちのくらしと火山

1 教科等名 総合的な学習の時間（高学年）

2 ねらい

- (1) 自分たちの生活している地域の火山について調べる学習を通して、自然と密接に関わりながら生活していく大切さに気付かせる。
- (2) 地形の変化について、地震や火山の噴火によって変化してきたことを自分の地域の大地の様子と関連付けながら調べることができるようにする。
- (3) 火山の噴火による恵みや災害について考えさせ、昔段から防災に対する意識を高め、安全に生活していくことうとする態度を養う。

3 指導計画 (11時間 展開例 7～10／14時間)

- (1) 世界や日本の火山について調べる。 (2時間)
- (2) 火山による恵みについて調べる。 (4時間)
- (3) 火山による災害と防災の取組を調べる。 (4時間)
- (4) 火山に対して、学習を通して変化した自分の考え方について話し合う。 (1時間)
- (5) 地域の人に自分たちが調べたことを発表する。 (3時間)

4 展開

学習内容・活動 ◇主な発問等	教職員の支援等	資料等
<ul style="list-style-type: none">1 火山があることのよさや、火山の噴火による災害の状況について考える。<ul style="list-style-type: none">◇火山があることで、わたしたちはどのような恵みを受けているのでしょうか。<ul style="list-style-type: none">・温泉が湧いて入ることができる。・地熱を利用したエネルギーを得られる。◇火山が噴火すると、どんな災害が起きることが考えられますか。<ul style="list-style-type: none">・噴石、溶岩流、降灰、火碎流、火碎サージ、火山泥流、融雪泥流、火山ガス発生、地盤、空振など○温泉や地熱発電、火山噴火の写真や映像からイメージしやすいようにする。○過去に起きた火山の噴火により、どのような災害が起き、人々にどのような被害をもたらしたか過去の災害資料等をもとに調べさせる。○自分がいる地域の近くに活火山がある場合、噴火による大地の変化が見られる場所に見学に行き、観察せらる。	<ul style="list-style-type: none">・温泉、地熱発電、火山噴火等の写真や映像・火山噴火による災害の様子の写真や新聞記事等・火山噴火による災害の様子の写真や新聞記事等	

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm



1 防災教育の位置付け

⑥次期学習指導要領改訂における防災教育の充実 (詳細は別紙4)

中央教育審議会スポーツ・青少年分科会学校安全部会 審議のまとめ

審議の背景

○「学校安全の推進に関する計画」(H24.4閣議決定)

1. 安全教育の充実

○安全教育における主体的に行動する態度や共助・公助の視点 ○教育手法の改善 ○安全教育に係る時間の確保 ○避難訓練の在り方 等

2. 学校の施設及び設備の整備充実 3. 組織的取組の推進 4. 地域社会、家庭との連携を図った学校安全の推進

○直近では、火山災害、台風や大雨による土砂災害の発生、事件・事故災害の発生等



次期学習指導要領改訂を見据え、安全教育の充実に係る方策や手立てに係る検討の視点を明確にする。

審議のまとめ

第7期中央教育審議会 スポーツ・青少年分科会学校安全部会

1. 安全教育の目標

- 学習指導要領の総則や解説等における安全教育の目標の明確化と安全教育の目標と各教科等の目標との関係性等の明示を検討
- 自らの命は自ら守る自助を前提とした共助・公助に関する能力の育成

2. 安全教育の内容

- 学習指導要領の総則や解説等において、安全教育の中核となる教科等と、各教科等の役割と関係性を系統的に示すとともに各教科等における安全に関する内容の充実を図ることを検討
- 安全教育が各学校において確実に実施されることが重要であり、そのための時間の確保などの議題について教育課程全体の議論の中で検討

(方策例)

- ・総合的な学習の時間の学習活動の例示として安全教育を追記
- ・特別活動の学級活動において防災や防犯に関する安全指導を行うことを明確に位置付け
- ・高等学校段階で検討される「社会との関わりの中で主体的に生きる力を育成することをねらいとした新科目」における内容の確保
- ・危険予測や回避に係る教育の充実
- ・地域や自治体等との合同訓練を含め実践的な訓練等の推進
- ・安全教育を新たな教科等として位置づけることの必要性について引き続き検討

3. 安全教育の評価

- 安全に対する意識・態度を評価する指標作り
- 学校評価など家庭や地域を巻き込む形での評価等を検討

4. 安全教育を行うまでの環境整備 : 安全教育に係る教材整備、教員養成、研修、校内体制の整備、安全教育の充実に応じた安全管理体制の整備は重要であり、引き続き検討

2 地域の実情に応じた防災教育の促進

①実践的防災教育総合支援事業(H24:2.5億円 H25:1.1億円 H26:1.2億円)

事業概要

◆ 指導方法等の開発・普及

児童生徒等の安全確保を推進するため、「主体的に行動する態度」を育成するための教育手法や緊急地震速報等の防災に関する科学技術等を活用した避難行動に係る指導方法の開発・普及

一体的に実施



◆ ボランティア活動の推進・支援

支援者としての視点から、被災地へのボランティア活動等を通じて、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育手法の開発・普及

◆ 学校防災アドバイザーの活用

外部有識者を学校に派遣し、「危険等発生時対処要領」や避難訓練などに対するチェック・助言と地域の防災関係機関との連携体制の構築

成果発表会・全国連絡協議会の開催

成 果

- 児童生徒等が自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成する教育手法の普及促進
- 支援者としての自覚を促し、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育手法の普及促進
- 学校における緊急地震速報等を活用した避難行動に係る指導方法の普及促進
- 外部有識者のチェック・助言による学校防災体制の再構築

2 地域の実情に応じた防災教育の促進

①実践的防災教育総合支援事業 (火山防災に関する取組もあり。別紙5)

岡山県



和歌山県



埼玉県



兵庫県



防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業

(新規)

27年度予定額：200,923千円

趣旨・背景

我が国においては、東日本大震災及び台風・集中豪雨等による自然災害、登下校中の子供が巻き込まれる交通事故、さらには、学校内外において不審者による子供の安全を脅かす事件などが数多く発生している。これらの教訓を踏まえ、

- 児童生徒等自身に安全を守るために力を身に付けさせる安全教育の充実
- 児童生徒等の生活の場である学校の安全管理体制の充実

が求められている。

事業概要・イメージ

地域や学校の抱える学校安全上の課題に対して、次のことに対応する。
●「自らの命を守り抜こうとする主体的に行動する態度」「安全で安心な社会づくりに貢献する意識」等を育成する教育手法の開発
●学校の安全管理体制や地域住民・保護者・関係機関との連携体制の構築

文部科学省

都道府県教育委員会等
■実践地域・学校の指定

■地域の関係機関・関係団
体・住民・保護者との連携

- ◆交通安全に関すること
 - 交通安全の意識や技能を高めるための教育手法の開発
 - 合同点検等の安全を確保する体制の構築



◆防災に関すること

- 各種情報ツールや防災に関する科学技術(緊急地震速報等)を活用した防災教育・訓練手法の開発
- 被災地へのボランティア活動の推進
- 学校待機及び引き渡し訓練や安否確認訓練等学校の安全管理体制の構築 等
(首都直下地震・南海トラフ巨大地震被害想定地域は重点的に実践地域を支援)
- 学校安全の認証等に向けた取組

■専門家等アドバイザーの指導・助言



◆防犯を含む生活上の安全に関すること

- 防犯の意識や技能を高めるための教育手法の開発
- 登下校時の安全を確保するシステムの構築

■成果発表会の開催等による普及

■ポータルサイトの立ち上げによる全国での情報共有

成果

- 優良な実践事例の学校及び学校の設置者による共有
- 学校及び地方公共団体等による取組の増加
- 全国的な防災教育を中心とした安全教育の質の向上